

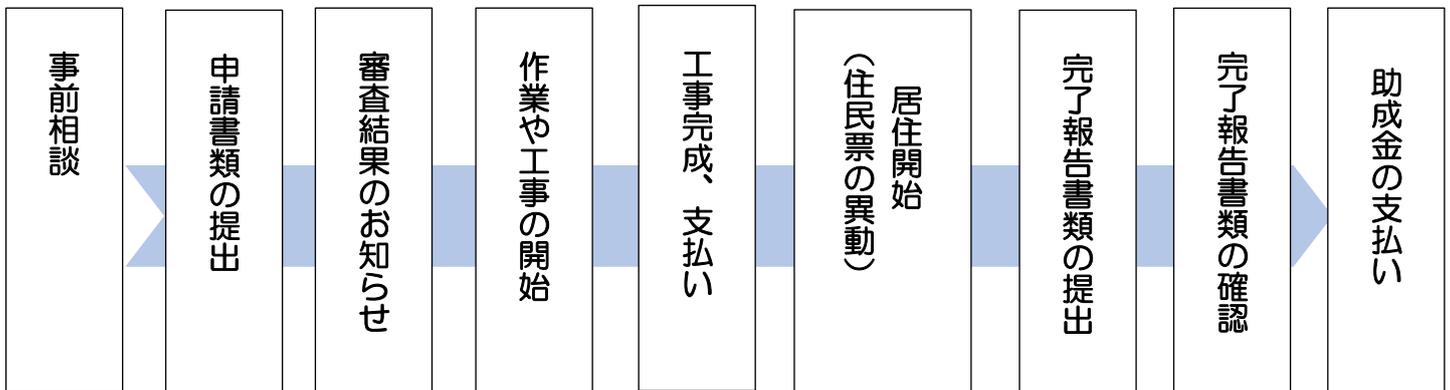
制度6. 空き家活用促進改修助成金

～空き家活用促進改修助成金とは～

高崎市では、自己の居住を目的として空き家を取得して改修する場合、改修費用の一部を予算の範囲内で助成します。

助成を受けられる空き家 ※右記要件をすべて満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 高崎市内に存し、住居として利用されていた建築物であること ● 10年以上居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること
助成を受けられる人(申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己の居住を目的として空き家を購入する予定の者(個人)、及び1年以内に購入した者(個人)
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税の滞納がないこと ● 過去に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと ● 高崎市内の業者が改修工事を行うこと ● 本助成金の交付決定後に着手する工事であること(工事着手済、もしくは完了している場合は申請できません) ● 2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額、上限額は250万円 ※対象となる空き家が倉淵地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円 ※交付決定後の増額はできません

<助成制度の手続きの流れ>



※要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。

※交付決定前に住み始めたり、住民票を異動させたりしないでください。

注意事項

(対象となる空き家等について)

- 登記事項証明書又は固定資産税の納税通知書等に記載されている建築物の種類が「住宅」等であるものが対象となります（付属家、倉庫、物置等のみの解体は対象となりません）
- 不動産登記されておらず、市の固定資産税台帳にも登録がない家屋は助成の対象となりません
- 一戸建て住宅の空き家が対象となります（集合住宅等は対象となりません）
- 過去10年間空き家であることを確認する書類としてガス・電気・水道の廃止が確認できるものが必要となります。（ただし住民票などの情報により、空き家であることが明確な場合、提出は不要となる場合があります。また、最後に居住されていた方が病院や施設等に入院・入所されていた場合は入院・入居の証明書により空き家であることを確認する場合があります。）
- 併用住宅の場合は店舗等が廃業して10年以上経過している必要があります。また非住宅部分の改修は対象外となります。
- 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません
- 過去に本助成事業の助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません。（その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません）

(申請者について)

- 法人は対象となりません
- 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります
- 申請時点で購入予定の場合、完了報告時までに売買を完了させる必要があります
- 決定前に居住を開始したり住民票を異動させたりした場合は対象となりません
- 改修後、完了報告時までに住民票を異動させてください。
- 過去に別の空き家で助成金を利用している場合、対象となりません

(改修工事について)

- 他の助成金等の対象となる場合は助成の対象となりません
- 市内業者は見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できるものであり、申請者の親族が代表を務めるものを除きます
- 本助成金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります（本助成金の事前支払いは不可）
- 以下の工事は対象となりません
 - ・ 一般的な市場価格より明らかに高額と思われる工事
 - ・ 申請者が直接行う工事（備品の購入等を含む）
 - ・ 別棟の車庫や物置等の工事、外構工事、浄化槽・給排水等の外回りの工事

(その他)

- 現地を調査する際に職員が敷地内に立ち入る場合があります
- 改修工事にあたっては各種法令を遵守してください

高 崎 市

○申し込み時に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/>	申請書 ※様式あり	
	<input type="checkbox"/>	施工業者からの見積書	工事の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が高崎市内であり、見積書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/>	施工前の写真	外観、すべての施工箇所
	<input type="checkbox"/>	空き家等の見取り図又は平面図	手書きでも可 施工前の写真の撮影位置を図面上に記入
	<input type="checkbox"/>	空き家化の経緯報告書 ※様式あり	
	<input type="checkbox"/>	最新の建物登記全部事項証明書（最新の登記簿謄本）	未登記家屋の場合は固定資産税・都市計画税納税通知書の写し等
該当する場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/>	空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（施設等の入所日がわかるものなど）
	<input type="checkbox"/>	委任状	申請手続きを代理人が行う場合
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等	相続関係の確認等で提出をお願いする場合があります
	<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し等	既に売買契約等が成立している場合

○工事が終わったら必要な書類

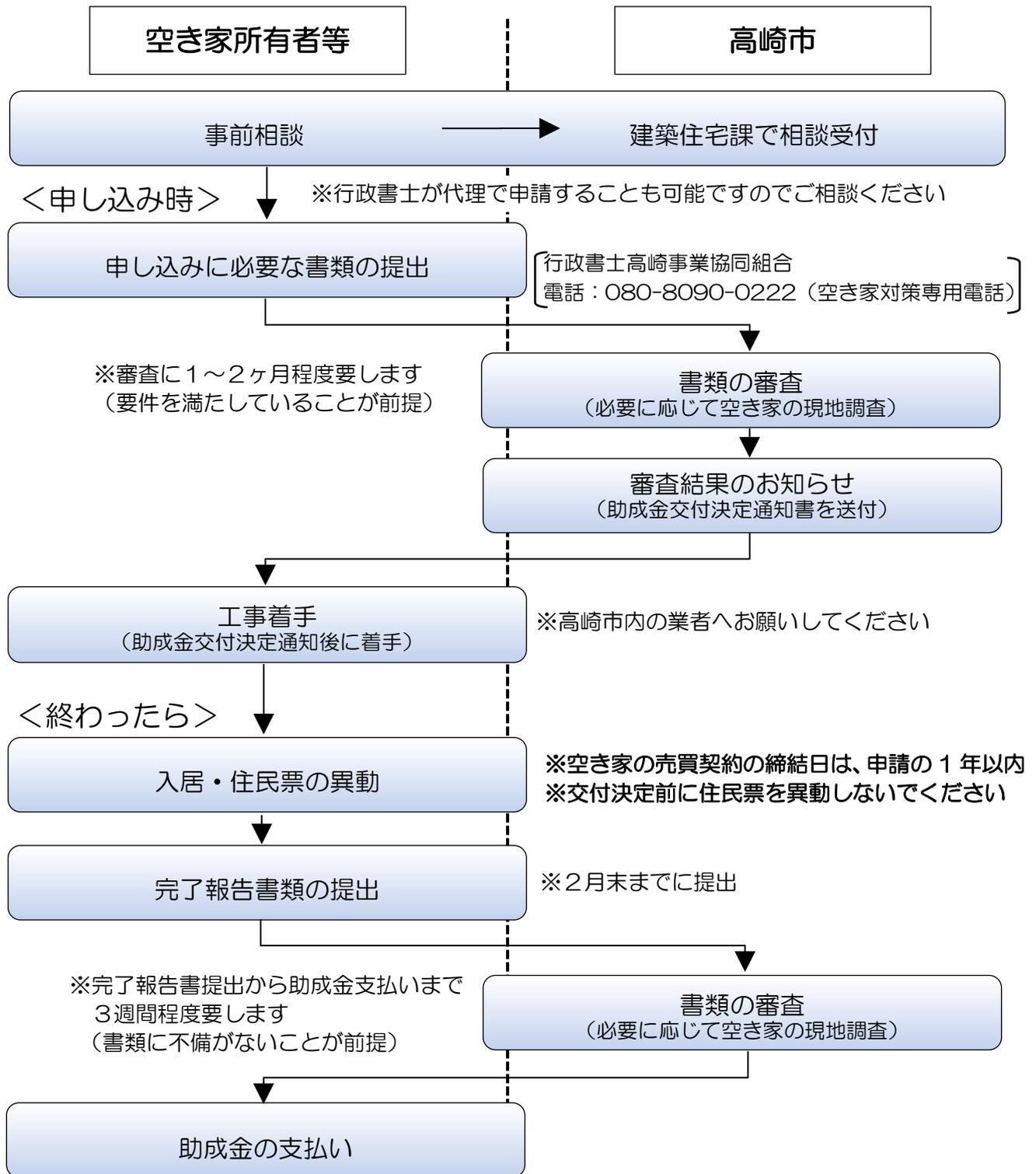
		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/>	完了報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/>	工事完了写真	施工前の現場写真と同じ位置から撮影
	<input type="checkbox"/>	領収書の写し	業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/>	最新の建物登記全部事項証明書（最新の登記簿謄本）	申請時と所有者が異なる場合
	<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し又は遺産分割協議書の写し等	未登記の場合
	<input type="checkbox"/>	居住者の住民票の写し	
	<input type="checkbox"/>	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/>	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度 6. 空き家活用促進改修助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分

高 崎 市